

子育て・教育のトラブル

防犯

児童・青少年の健全育成

【参考資料②】

2025年1月9日

こどもを性被害から守るために周囲の大人ができること

#子供の性被害 #性被害 #お役立ち記事

シェアする



POINT

性被害に遭ったこどもが発するサインを、**周囲の大人が見逃さない**ようにしましょう。

性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターには、年間およそ6万件の相談が寄せられ、こどもの被害に関するものも少なくありません。こどもを性被害から守るために周囲の大人には何ができるのでしょうか。**性被害に遭ったこどもが発するサイン**や**被害に遭ったこどもへの対応の注意点**、**専門家への相談窓口**などについて確認しておきましょう。

目次

①「性暴力」とは？

②相談者の半数が10代以下

③こどもの性被害に気付いたら、どう対応すべき？

④こどもの性被害を知ったら、まずはどこに相談すべき？

⑤性被害を未然に防ぐために、心だんからこどもたちに伝えておきたいことは？

コラム

①若年層の性被害「中学生以下」が約37%

②男の子・男性も性暴力の被害者に

1 「性暴力」とは？

「性暴力」とは、同意のない性的な行為のことです。性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、犯罪にもなり得るものです。性暴力による被害に遭っているのは、若い世代の女性だけではなく、**年齢や性別にかかわらず、性暴力の被害を受けることがあります**。女性だけではなく、男性も被害に遭っています。こどもや高齢者の被害もあります。また、**加害者の8割は顔見知り**であり、恋人同士や夫婦間、親しい人の間での被害もあります。

相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、本当の同意があったことにはなりません。特に、性的な行為に対する十分な判断能力が備わっているといえない年齢のこどもへの性的な行為については、本人の同意の有無にかかわらず、性暴力になり得ることに留意が必要です。

こどもに対する次のような行為は、性暴力に該当します。このことを大人が認識しておくことはもちろん、**こどもが性的な行為についても理解できるような年齢になってきたら、保護者など周囲の大人からこども自身にも伝えておくことが大切**です。

こどもに対する性暴力の例

こどもに対する性暴力として次のような例があります。

- ・ 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた。
- ・ 抱きつかれた、キスされた。
- ・ 服を脱がされた。
- ・ 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた。
- ・ 痴漢にあった。
- ・ 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るよう要求された。

加害者は知らない人とは限りません

- ・ よく知っている身近な大人（先生、コーチ、親や親せき）から
- ・ 友達、きょうだいから
- ・ 交際相手から

- ・ インターネット（SNSやオンラインゲーム）で知り合った相手から

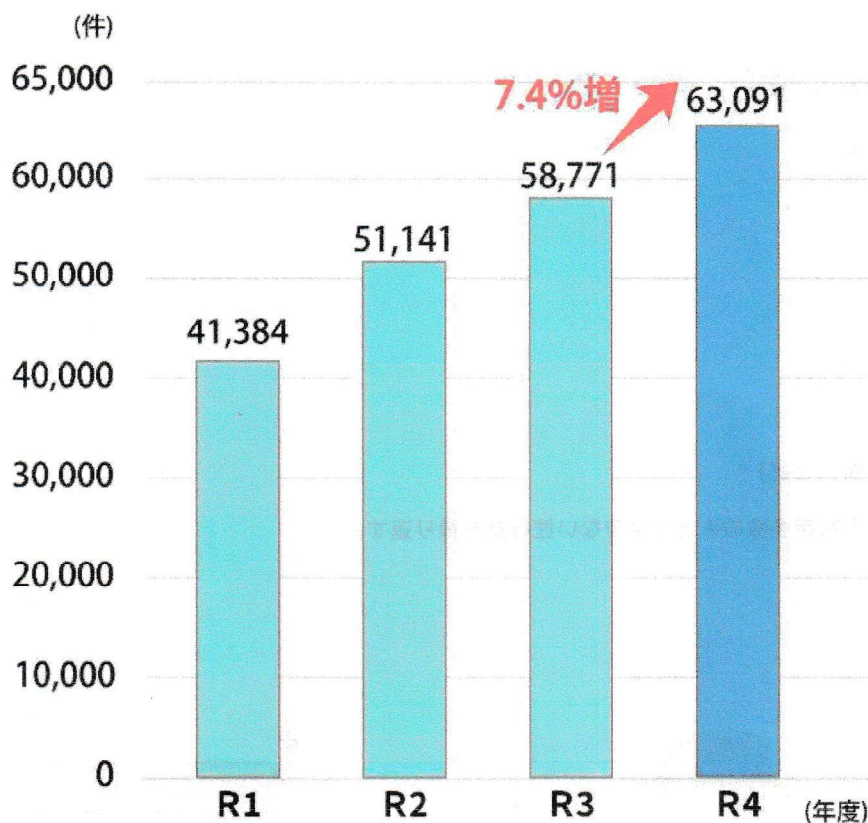
また、これらの加害者が、こどもに対し優しくして信頼させることで加害を継続する「性的グルーミング」による被害もあります。

2 相談者の半数が10代以下

性暴力の被害に遭った方々が被害直後からためらわずに相談することができるよう、全ての都道府県において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが設置・運営されています。

令和4年度（2022年度）に全国のワンストップ支援センターへ寄せられた相談件数は、前年度比7.4%増の約6万3,000件に上っています。

【グラフ】各年度の相談件数



資料：内閣府男女共同参画局「こども・若者の性被害に関する状況等について（令和5年6月13日）」より政府広報室作成

特に近年はSNSの利用に起因する性暴力もあり、こどもや若者が被害者になるケースが増えていることが報告されています。また、内閣府が、令和4年（2022年）にワンストップ支援センターで受けた相談に関して調査したところ、相談者が被害に遭った時の年齢は、10代以下が約半数を占めており、中学生以下に限っても約3割に上ることが明らかになりました。

性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、特にこどもの頃に被害に遭うなど被害時の年齢が低いほど、その心身を長期間にわたって深く傷つけるものとなります。その一方で、こどもは性暴力の被害に遭っても、それを性被害だと認識できない場合があることや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されています。一刻も早く被害の継続を防ぎ、こどもたちを性被害から守るためには、周囲の大人がこどもたちの発するサインを見逃

さないようにすることが大切です。性暴力の被害の影響の現れかたはケース・バイ・ケースであるため一概には言えませんが、性被害に遭ったこどもには次のような心身の不調や問題行動が見られるといわれています。

性暴力被害に遭ったこどもが見せるサインの例

からだの変化

- 頻尿、おねしょ
- 集中力の欠如、学力不振
- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など）
- 不眠（夜更かし、悪夢を見る、一人で眠れないなど）
- 性器の痛みやかゆみ
- 食欲不振、過食

こころの変化

- ふさぎこむ、元気がない、無気力
- 過剰に甘えようとする
- 集中力の欠如

行動面の変化

- 自傷行為、リストカット
- 多動や暴力的行為
- 非行（飲酒、喫煙、家出など）
- 人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す。



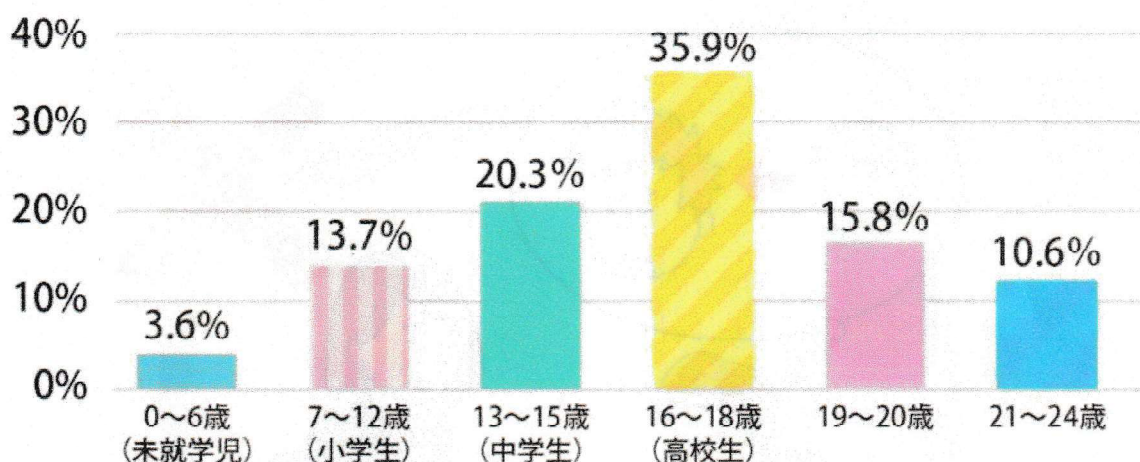
もし、こどもにこのようなサインが見られたら、その心身の不調や問題行動などの背景にあるトラウマ（心的外傷、心の傷のこと）を理解して、適切に対応することが重要です。なお、性暴力の被害に遭っても、全くサインなどは現れず、ふだんどおり元気にしているこどももいます。こどもが発した言葉の中にも、何か気になることがあれば、留意しておくことも必要です。

コラム

若年層の性被害 最初に被害に遭ったのは「中学生以下」が約37%

「うちの子はまだ小さいから大丈夫」と思っていませんか？小さなこどもたちも性暴力の被害に遭うことがあります。16歳から24歳までの若年層を対象とした内閣府の調査によると「身体接触を伴う性暴力被害」を受けた経験のある回答者が最初に被害に遭った年齢は、最も多かった「16歳から18歳（高校生）」が35.9%、次いで「13歳から15歳（中学生）」が20.3%、「7歳から12歳（小学生）」が13.7%、「0歳から6歳（未就学児）」が3.6%となっており、中学生以下の年齢で初めて性暴力を受けたと回答した人の割合が4割近くに上ることが分かりました。年齢にかかわらず、誰であっても性暴力の被害に遭うおそれがあることをしっかりと認識し、こどもたちの安全を守りましょう。

【グラフ】身体的接触を伴う性被害に最初に遭った年齢（n=576、対象：16から24歳までの若年層）



資料：内閣府男女共同参画局「こども・若者の性被害に関する状況等について（令和5年6月13日）」より政府広報室作成

男の子・男性も性暴力の被害者に

性暴力の被害者＝（イコール）女の子・女性とは限りません。「男性が性被害に遭うはずがない」、「男性なら抵抗できるはず」、「男性が被害に遭うのは恥ずかしい」、「男性の被害は大したことない」などというのは、全て誤った思い込みです。男の子も被害に遭っています。男の子の場合、性的な「遊び」や「いたづら」と軽視されることがありますが、性暴力の被害による心身の傷は深く、その後の成長にも大きく影響を与えることがあります。

男の子・男性も被害者になる可能性があることを理解し、性被害を打ち明けられたときは、決して本人を責めたりせず、必要に応じて専門家からも助言や支援を得ながら適切な対応をするようにしてください。

3 こどもの性被害に気付いたら、どう対応すべき？

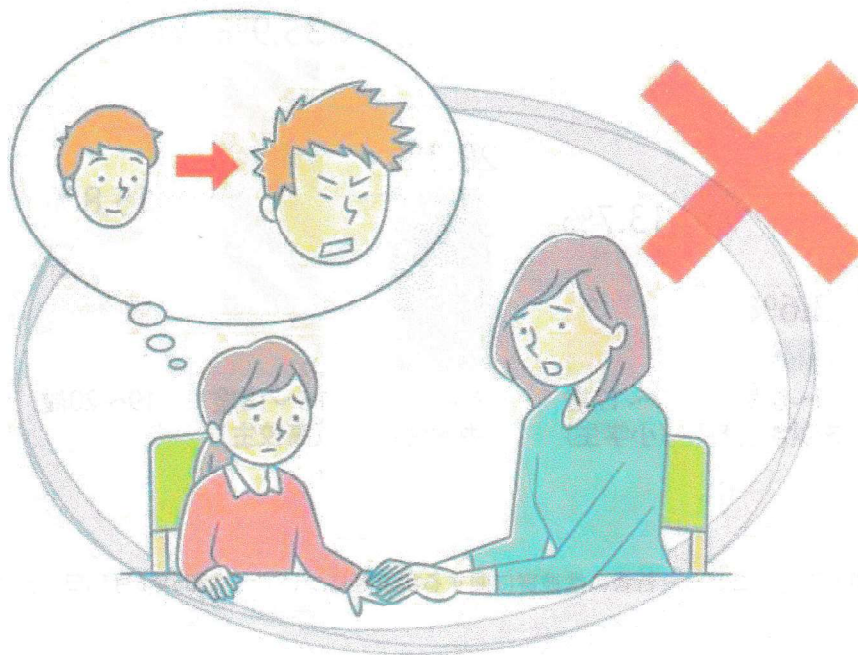
実際に、身近な子どもが性暴力の被害に遭っていることに気付いた場合は、どのように対応するのが適切なのでしょう。被害に遭った子どもの心の回復には、周囲の大人の適切なサポートが不可欠です。以下の点に留意して、子どもの気持ちにしっかりと寄り添ってあげてください。

絶対に子どもを責めない

性暴力の被害に遭った子どもは、「自分にも悪いところがあったかもしれない」、「被害にあったことを話すのは恥ずかしい」、「大切な人を悲しませたくない」といった思いなどから、被害をなかなか打ち明けることができません。子どもから被害を打ち明けられたときは、必ず「話してくれてありがとう。」、「あなたは悪くないよ」と繰り返し伝えるようにしましょう。話を疑ったり、否定したりせず、子どもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。そして、絶対に「あなたにも隙があった」、「逃げればよかったのに」などと、子どもを責めないでください。

根ほり葉ほり聞き過ぎない、「記憶の汚染」を防ぐ

専門家ではない大人が子どもの話を聞きすぎると、子どもの記憶に影響してしまう場合があります。これは「記憶の汚染」と呼ばれています。子どもの気持ちはしっかり受け止めつつ、被害の内容や状況などの事実関係については、質問を重ねたり、話を誘導したりすることのないようにして、できるだけ早く警察、ワンストップ支援センター、児童相談所などの専門機関や専門家に相談しましょう。



なるべく早めに診察を受ける

直接被害があることが少しでも疑われる場合には、病院で、診察、治療を受けることが必要です。その際、証拠採取や性感染症の検査などについても医師に相談してください。妊娠の可能性がある場合、被害から72時間以内に緊急避妊薬を服用することで、高い確率で、望まない妊娠を防ぐことができます。また、性別を問わず、性暴力の証拠を採取するためにも、早めの受診が大切です。

警察や医療機関に行くときは

警察や医療機関に行くときには、次のものを持っていくとよいでしょう。

- ・ 被害に遭った時に着ていた衣服・下着（洗わずにそのまま）
- ・ 被害に遭う前に飲んだもの・食べたものの残り（食器があれば洗わずに）

また、警察や医療機関に行く前には、気持ち悪いかもしれませんが、なるべくシャワーやお風呂でからだを洗わないことをお勧めします。なお、「証拠となるようなものが分からない」、「72時間以上経ってしまった」という場合でも相談できます。

大人も専門家に相談する

専門家のケアが必要なのは被害に遭ったこどもだけではなく、こどもが性被害を受けたショックやストレスで周囲の大人も精神的なダメージを負う場合があります。どんな対応を取ったらよいか分からないときは、一人で抱え込まずに、速やかに相談機関などのサポートを受け、あなた自身のこころとからだにも気を配りながら、こどもの回復を支えてください。

4 こどもの性被害を知ったら、どこに相談すべき？

では、こどもが性被害に遭ってしまったことを知ったら、どこに相談すべきなのでしょう。こどもが必要なケアを受けられるよう、なるべく早く警察、ワンストップ支援センター、児童相談所といった専門機関に相談してください。

電話相談

- ・ 性犯罪被害相談電話の全国共通番号
[#8103（ハートさん）](#)
最寄りの警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。（通話料無料）
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通番号）
[#8891（はやくワンストップ）](#)（通話料無料）
最寄りのワンストップ支援センターにつながります。
※[NTTひかり電話からかける場合：0120-8891-77](#)
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）
[189（いちはやく）](#)
性的虐待による被害等を受けた児童に関する通告・相談はこちら。最寄りの児童相談所の虐待対応窓口につながります。（通話料無料）

ワンストップ支援センターでは診療、証拠採取、緊急避妊薬の処方などの医療的支援、カウンセリングなどの心理的支援、法律相談などの専門機関とも連携しており、性犯罪や性暴力についての悩みや不安を相談することができます。被害者本人だけでなく、その保護者などからの相談も受け付けています。

電話では相談しづらいという場合は、最寄りのワンストップ支援センターのオンライン問合せ窓口を確認して利用しましょう。メールやホームページの問合せフォームからの相談も受け付けているところもあります。また、性暴力に関するSNS相談 Cure time（キュアタイム）ではチャットで相談することもできます。

オンライン相談

- ・ [内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（都道府県等）](#) 
- ・ [内閣府「性暴力に関するSNS相談Cure time（キュアタイム）」](#) 

性被害によって、こどもは心身に大きな傷を負い、「異性と会うのが怖くなった」、「誰のことも信じられなくなった」、「夜、眠れなくなった」、「自分に自信がなくなった」など様々な変化が現れます。こどもが見せるSOSのサインに気づき、な

るべく早く警察、ワンストップ支援センター、児童相談所といった専門機関に相談するなどして専門家の力を借り、こどもの心の回復をサポートしましょう。

こんなときにはワンストップ支援センターへご相談を！

性被害による妊娠や性感染症が不安

協力関係にある医療機関において、緊急避妊薬の処方や妊娠・性感染症の検査などが受けられるようサポートします。

性被害によるこころやからだへのダメージが心配

被害者やその家族が、医療機関等で必要な治療や心理的支援を安心して受けられるようサポートします。

警察に相談するかどうか迷っている

警察による捜査や証拠採取などに関する情報の提供、警察への同行などのサポートを行います。

法律や裁判のことがよく分からない

法律の専門家（弁護士など）と連携しながら、法的な手続きをサポートします。

今後の生活が心配

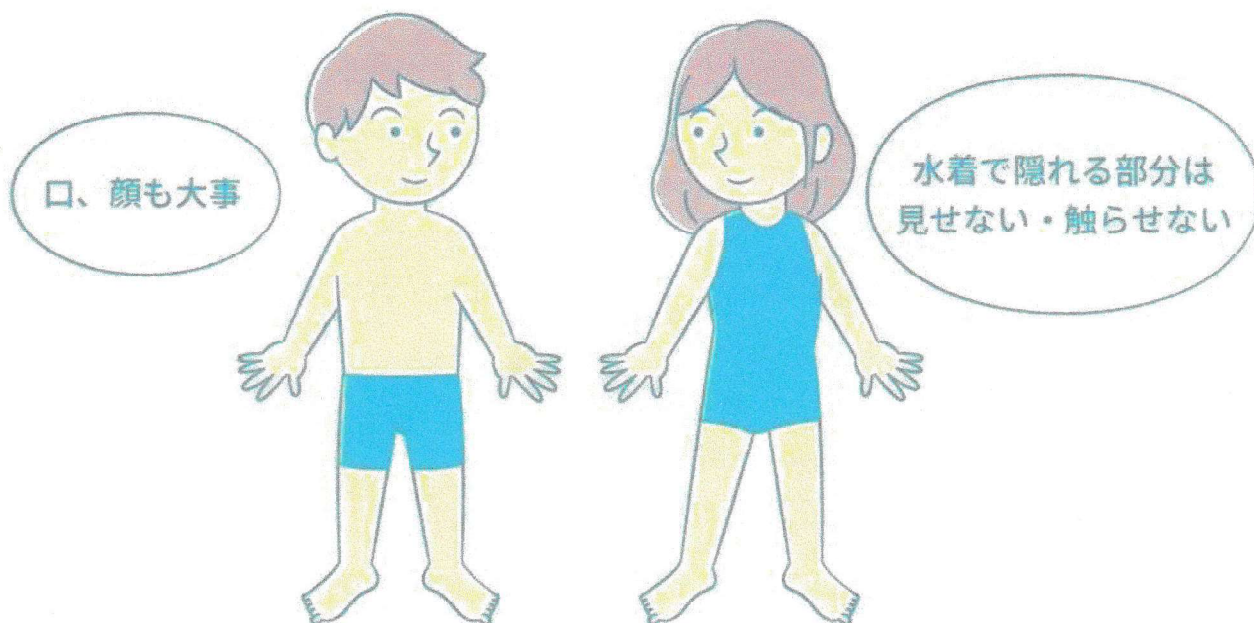
被害を受けたこどもやその家族が安心して暮らすことができるように、担当者が必要なことを一緒に考えてサポートします。

5 性被害を未然に防ぐために、ふだんからこどもたちに伝えておきたいことは？

こどもを性暴力の被害から未然に守ることも私たち身近な大人の役割です。いざというときにこどもが性暴力から自分の身を守るように、また、性暴力の加害者となることがないように、幼児期から折を見て次のことを伝えるようにしてください。

- ・ 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は見せない・触らせないこと。
- ・ 相手のプライベートゾーンを見ない、触らないこと。
- ・ イヤな触られかたをされそうときは、「イヤだ」、「やめて」と言ってもいいこと。
- ・ イヤなことをされたら、すぐに大人に相談すること。
- ・ 自分は大切に扱われる存在で、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること。

性暴力の被害に遭ったこどもは、そのことを親や家族、身近な大人に知られることを恐れ、誰にも相談できずに、被害に遭い続けてしまう場合もあります。身近な人に知られることなく、専門家に相談できる窓口があることを、日頃から伝えておくことも大切です。



一番大事なこととして、小さな頃から、自分のからだところは、自分自身のものであるということを、繰り返し、しっかりと伝えましょう。そして、こどもが性的な行為についても理解できるような年齢になってきたら、同意のない性的な行為は性暴力であるということについても話し合うようにしましょう。

まとめ

こどもの異変やSOSにいち早く気付けるような関係・環境をつくるために、日頃から家庭内でコミュニケーションを取り、こどもの言葉にしっかり耳を傾けることが大切です。また、こどもにとって「身近な大人」は、保護者や家族だけではありません。日常的に接する機会のあるこどもの行動や態度に不自然な点や異変はないか、性暴力の被害を受けているサインはないか、こどもと関わりのある全ての大人が注意深く見守りましょう。

(取材協力：内閣府 文責：内閣府政府広報室)

関連リンク

[政府広報オンライン「こどもの性被害のサインを見逃さないで」](#) 

[内閣府「性犯罪・性暴力とは」](#) 

[こども家庭庁「こどもの性被害を撲滅するための政府の取組」](#) 

[文部科学省「性犯罪・性暴力対策の強化について」](#) 

シェアする

